川崎市上下水道局告示第６０号

収納取扱金融機関の指定の取消しについて

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２７条ただし書の規定に基づき指定した収納取扱金融機関について、次のとおり当該指定を取り消すので、地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２２条の２第３項の規定により告示します。

令和８年１０月２２日

川崎市上下水道事業管理者　池之上　健一

１　収納取扱金融機関の名称等

| 金融機関コード | 金融機関の名称 | 取扱店舗 |
|---|---|---|
| ０２８９ | みずほ信託銀行株式会社 | 溝ノ口支店 |

２　指定取消年月日

令和９年３月３１日